

阿武隈川水系（下流部会）及び名取川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

（設置）

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「阿武隈川水系（下流部会）及び名取川水系ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時における既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用し水害発生防止等ができるよう、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流を効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上に係る取組の継続・推進を図る協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の対象ダム）

第3条 協議会は、阿武隈川水系における、七ヶ宿ダム、村田ダム、川原子ダム、名取川水系における、釜房ダム、大倉ダム、樽水ダム、青下第1ダム、青下第2ダム、青下第3ダム、愛子ダムを対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。なお、ここでいう治水協定は、「阿武隈川水系（下流部会）及び名取川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」を経て締結された治水協定を指す。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流の実施に必要となる事前放流の操作方法をダムの操作規程等へ反映するために必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 効果的な事前放流の実施に必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。

- 六 ダムの利水容量を活用した洪水調節の実施状況及び効果等のフォローアップの情報共有。
- 七 出水期前の情報共有。
- 八 事前放流実施演習。
- 九 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、仙山河川国道事務所調査第一課で行う。

(雑則)

- 第8条 この協議会は、「阿武隈川水系（下流部会）及び名取川水系 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた協議の場」を引継ぎ、名称を替えて設置するものとする。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第9条 この規約は、令和3年9月30日から施行する。

別表 1

宮城県土木部長

宮城県農政部長

宮城県仙台地方振興事務所長

宮城県大河原地方振興事務所長

仙台市経済局長

仙台市水道事業管理者

白石市長

村田町長

仙台東土地改良区理事長

白石市土地改良区理事長

気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長

国土交通省東北地方整備局七ヶ宿ダム管理所長

国土交通省東北地方整備局釜房ダム管理所長

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長